

2016年1月26日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第415号）

中国人民銀行、 4 自由貿易区で外債管理の新モデル 区内非金融企業の資金調達を利便化

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行（PBOC）は2016年1月22日、『全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行の拡大に関する通達』（以下『新通達』という）を公布しました。上海・広東・天津・福建の4自由貿易試験区（以下「自由貿易区」という）において、非金融企業（不動産企業等を除く）によるマクロプルーデンス管理モデルに基づくクロスボーダーの資金調達を開放しました。『新通達』は、2016年1月25日より施行されています。

このマクロプルーデンス管理モデルは、純資産額により算出される金額を上限に外債（人民元、外貨）を借り入れられる制度です。残高管理を適用するものの、調達資金のリスク因数によって残高に計上される金額が変わる仕組みで、現行規定では外債に含まれない外貨建てトレードファイナンスも一部の額が計上されます。区内非金融企業のほか、国内27の試行金融機関もこの新モデルの枠組みに沿った国外からの資金調達が可能になっています。

□ 従来の試行措置と上限額等に違い

『新通達』は、中国（上海）自由貿易試験区内の企業のみを対象としていたクロスボーダー資金調達の試行措置の適用範囲を拡大するものと言えます。PBOC上海本部は、2015年2月12日付で『中国（上海）自由貿易試験区における分離記帳勘定業務の国外融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則（試行）』の印刷・配布に関する通達』（銀総部発[2015]8号、以下『8号通達』という）を公布¹。「自由貿易口座」（以下「FTA口座」という）を開設した区内企業（金融機関を含む）にマクロプルーデンス管理モデルに基づくクロスボーダーの資金調達を開放しました。ただ、この『8号通達』は、①資本金（払込資本金＋資本積立金）の2倍を上限としている（一般企業の場合）こと、②ノ

¹ 『8号通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第369号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0375-XF-0105.pdf>

ンバンクを含む金融機関も一定の上限において資金調達できること、③必ず FTA 口座を通じて取り扱わなければならないこと、等の点で今回の『新通達』の規定とは異なっていました（図表 1 参照）。

【図表 1】『8号通達』と『新通達』の規定内容比較

	8号通達	新通達
適用対象企業 (試行企業・銀行)	上海自由貿易区内の企業 (金融機関を含む)	上海・広東・天津・福建の 4 自由貿易区内 の非金融企業（不動産企業、地方融資プラ ットホーム会社を除く）、国内 27 の銀行
国外資金調達 の実質上限額	資本金（＝払込資本金＋資本積立 金）の 2 倍（※一般企業の場合）	【試行企業】純資産額の 1 倍、 【試行銀行】コア資本の 0.8 倍
残高計上額 の計算式	人民元・外貨調達額×期限リスク× 類別リスク×通貨種類リスク	人民元・外貨調達残高×期限リスク×類別 リスク＋外貨調達残高×為替リスク
口座管理	FTA 口座を通じた取扱が必須	FTA 口座、通常口座ともに取扱可

(関連通達に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ リスク因数を乗じた金額を残高に計上

『新通達』によれば、4 自由貿易区内の非金融企業と国内 27 の金融機関は、マクロプルーデンス管理モデルに基づいて国外から資金を調達することができます。ただし、区内非金融企業のうち、不動産企業、地方融資プラットフォーム会社は対象外となります（第 1 条）。区内非金融企業が新モデルの適用を選択した場合、既存の外債（外貨・人民元とも）の未償還残高が新モデルの残高として計上されます（第 13 条）。

マクロプルーデンス管理モデルに基づく国外資金調達は、「国内非金融企業の純資産額×クロスボーダー融資レバレッジ率×マクロプルーデンス調節パラメーター」により算出される金額が上限となります（第 6 条）。クロスボーダー融資レバレッジ率は「1」、マクロプルーデンス調節パラメーターの初期値も「1」となっていることから、実際の上限額は純資産額と同額になります。試行銀行の場合は、計算式の「純資産額」が「コア資本（一級資本）」に置き換わる上、クロスボーダー融資レバレッジ率が「0.8」となります。

国外調達資金の残高額には、純粋な調達額ではなく、調達額をリスク因数で乗じた金額（クロスボーダー融資リスク加重残高）を計上します（第 3 条）。リスク因数には期限リスク転換因数、類別リスク転換因数、為替リスク換算因数があり、クロスボーダー融資リスク加重残高の計算式は「人民元・外貨クロスボーダー融資残高×期限リスク×類別リスク＋外貨クロスボーダー融資残高×為替リスク」となっています（図表 2 参照）。

【図表 2】リスク因数とその数値

リスク因数	リスク区分	数値
期限リスク転換因数*	中長期融資（1 年超）	1
	短期融資（1 年以下）	1.5
類別リスク転換因数	オンバランス融資	1
	オフバランス融資	0.2 または 0.5
為替リスク換算因数		0.5

※ 外貨建てトレードファイナンスの場合、期限リスクは中長期・短期にかかわらず「1」となる

(『新通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

例えば、100 万米ドルの資金を期限 1 年以下の短期外債として借り入れた場合、そのリスク加重残高は「 $100 \text{ 万ドル} \times 1.5 \text{ (短期融資リスク)} \times 1 \text{ (オンバランス・リスク)} + 100 \text{ 万ドル} \times 0.5 \text{ (為替リスク)} = 200 \text{ 万ドル}$ 」となります。この「200 万ドル」を資金借入日の人民元対米ドル為替レート仲値で人民元に換算した金額がクロスボーダー融資残高として計上されることとなります（第 8 条）。

調達する国外資金には、残高に計上される資金と計上されない資金があります（図表 3 参照）。現行の外債管理規定において、トレードファイナンスは外債扱いされていませんが、新モデルで調達した場合は外貨建てのみ調達額の 20% で残高を計算します（第 5 条）。

【図表 3】クロスボーダー融資残高に計上する（しない）資金

	資金の種類	定義・条件等
計上する資金	外貨トレードファイナンス	調達額の 20% で計算、期限リスクは中長期・短期ともに「1」
	オフバランス融資（偶発債務）	試行銀行が顧客企業のために提供する対外偶発債務は額の 20% で計算、試行銀行自身のリスクヘッジ取引により国際金融市場で発生した偶発債務は額の 50% で計算
	その他	各種対外負債で、実際の状況に応じて計上
計上しない資金	人民元の受動的負債	国外機構による国内債券市場への投資で発生した試行企業・銀行の人民元負債、国外主体が試行銀行に預け入れた人民元預金
	貿易信用、人民元トレードファイナンス	試行企業による貿易信用（前払いや延払い等）と国外金融機関から獲得した人民元建てトレードファイナンス、試行銀行による各種人民元建てトレードファイナンス
	集団内部の資金往来	試行企業が主宰するクロスボーダー資金集中管理で発生した対外負債（生産経営や実業投資で発生したキャッシュフローのみ）
	国外インターバンク預入、関連行・付属機構との資金往来	試行銀行による国外インターバンク預入や関連行・付属機構との資金往来で発生した対外負債
	パンダ債（自社使用）	試行企業の国外親会社が中国国内で人民元債券を発行し、貸付方式で国内子会社に使用する場合
	譲渡・減免	試行企業・銀行が融資資金の持分化（デッド・エクイティ・スワップ）や債務減免で獲得した資金

（『新通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

『新通達』は、PBOC が金融システミック・リスクの発生を防ぐことを目的として、リスクモニタリングに基づくコントロール措置を採ることができるとしています（第 9 条）。具体的な措置としては、国外融資レバレッジ率をはじめとする各種数値の調整やリスク準備金の徴収を挙げています。数値の調整によりクロスボーダー融資残高が上限を超えてしまった場合、残高が上限以下に戻るまで、ロールオーバーを含む新規融資が取り扱えなくなります。

□ 調達資金は実需に基づき使用

マクロプルーデンス管理モデルに基づくクロスボーダーの資金調達は、FTA 口座に限らず、一般の銀行口座でも取扱可能となっています（第 10 条）。試行企業は、外債契約締結後、実際の資金借入の 3 営業日前までに、外債管理局の資本項目情報システムを通じてクロスボーダー融資状況契約届出を行う必

要があります（同上）。これは、外債契約登記に相当するものと言えます。調達した資金は国と自由貿易区の産業政策に沿って自社の生産経営活動に使用しなければなりません（同上）。なお、試行銀行は調達資金を資本増強に用いることができますとしています（第 11 条）。

『新通達』は手続の具体的な事項について、国家外貨管理局が別途、細則において明確にするとしています（第 10 条）。また、「各自由貿易区、試験区で実施している人民元・外貨クロスボーダー融資等の地域性クロスボーダー融資革新試行は、1 年の過渡期後、統一して本通達のモデルにより管理する」と明記しています（第 13 条）。このため、『8 号通達』や「前海深港現代サービス業合作区」で試行されている外債マクロプルーデンス管理²といった試行措置は、最終的に『新通達』の方式に一本化されるものと考えられます。

*

『新通達』の詳細については、5 ページからの日本語仮訳および 12 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

² 前海深港現代サービス業合作区で試行されている外債マクロプルーデンス管理の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 374 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0380-XF-0105.pdf>

(日本語仮訳)

中国人民銀行

全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行の拡大に関する通達

『中華人民共和国中国人民銀行法』等の法律・法規に基づき、マクロ経済の過熱度、全体的な債務償還能力および国際収支状況に相応するクロスボーダー融資水準を把握し、レバレッジ率および通貨のミスマッチリスクをコントロールし、人民元・外貨の一体化管理を実現するため、中国人民銀行はこれまでの区域性、地方性の試行を総括する基礎の上に、全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理政策の試行を拡大する。ここに関連事項について以下のように通知する。

- 1、本通達がいうクロスボーダー融資とは、国内機構が非居住者から人民元・外貨資金を調達する行為を指す。本通達は、中国（上海）自由貿易試験区、中国（広東）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、中国（福建）自由貿易試験区（以下「自由貿易区」と総称する）に登録している企業（以下「試行企業」という）、および27の銀行類金融機関（以下「試行金融機関」という）に適用する。本通達の適用する試行企業は非金融企業に限り、かつ政府融資プラットフォームおよび不動産企業を含まない。
- 2、中国人民銀行は、マクロ経済の過熱度、国際収支状況およびマクロ金融コントロールの必要に基づき、クロスボーダー融資レバレッジ率、リスク転換因数、マクロプルーデンス調節パラメータ等に対して調整を行い、合わせて試行金融機関のクロスボーダー融資に対してマクロプルーデンス管理を行う。国家外貨管理局は、試行企業のクロスボーダー融資に対して管理を行い、合わせて企業および金融機関に対して全範囲クロスボーダー融資統計モニタリングを行う。中国人民銀行および国家外貨管理局の間で情報共有メカニズムを構築する。
- 3、マクロプルーデンス規則の下でのマイクロ主体の資本金もしくは純資産に基づくクロスボーダー融資制約メカニズムを構築し、試行企業および試行金融機関はすべて規定により自主的に人民元・外貨クロスボーダー融資を展開することができる。

試行企業および試行金融機関が展開するクロスボーダー融資は、リスク加重により残高を計算（借入済の未償還残高を指す、以下同）し、リスク加重残高は上限を超えてはならない。すなわち、クロスボーダー融資リスク加重残高 \leq クロスボーダー融資リスク加重残高の上限。

クロスボーダー融資リスク加重残高 $= \sum$ 人民元・外貨クロスボーダー融資残高 \times 期限リスク転換因数 \times 類別リスク転換因数 $+ \sum$ 外貨クロスボーダー融資残高 \times 為替リスク換算因数

期限リスク転換因数：返済期限が1年（1年を含まない）以上の中長期クロスボーダー融資の期限

リスク転換因数は1とし、返済期限1年（1年を含む）以下の短期クロスボーダー融資の期限リスク転換因数は1.5とする。

類別リスク転換因数：オンバランス融資の類別リスク転換因数は1に設定し、オフバランス融資（偶発債務）の類別リスク転換因数は0.2および0.5の2段階に設定する。

為替リスク換算因数：0.5。

4、クロスボーダー融資リスク加重残高の計算における人民元・外貨クロスボーダー融資は、試行企業および試行金融機関（国外分支機構を含まない）が人民元および外貨の形式で非居住者から調達する資金を含み、オンバランス融資とオフバランス融資をカバーする。以下の業務類型は、クロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて計算しない。

- (1) 人民元の受動的負債：試行企業および試行金融機関の国外機関による国内債券市場への投資により発生した人民元受動的負債。国外主体が試行金融機関に預け入れた人民元預金。
- (2) 貿易信用、人民元トレードファイナンス：試行企業が真実のクロスボーダー貿易に係わり発生した貿易信用（延払いおよび前払いを含む）および国外金融機関から獲得した人民元トレードファイナンス。試行金融機関の真実のクロスボーダー貿易に基づく決済の取扱により発生した各種人民元トレードファイナンス。
- (3) 集団内部の資金往来：試行企業が主宰する批准を経た集団内のクロスボーダー資金（生産経営活動および実業投資活動等の法令を遵守した活動で発生するキャッシュフロー）集中管理業務に係り発生した対外負債。
- (4) 国外インターバンク預金、関連行および付属機構との往来：試行金融機関の国外インターバンク預金、関連行および付属機構との往来により発生した対外負債。
- (5) 自社使用のパンダ債：試行企業の国外親会社が中国国内で人民元債券を発行して貸付の形式で国内子会社に用いる場合。
- (6) 譲渡と減免：試行企業および試行金融機関のクロスボーダー融資の資本金転換もしくは債務減免の獲得済等の状況において、相応の金額は計上しない。

中国人民銀行は、マクロ金融コントロールの必要と業務展開の状況に基づき、クロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて計算しない業務類型に対して調整を行い、必要なときは試行企業および試行金融機関のある特定のクロスボーダー融資業務をクロスボーダー融資リスク加重残高の計算に組み入れないことを許可することができる。

5、人民元・外貨クロスボーダー融資組み入れる各類型融資は、クロスボーダー融資リスク加重残高において以下の方法により計算する。

- (1) 外貨トレードファイナンス。試行企業および試行金融機関の外貨トレードファイナンスは、20%によりクロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて計算し、期限リスク転換因数は統一して1により計算する。
- (2) オフバランス融資（偶発債務）：試行金融機関が顧客に提供する国内担保・国外貸付、顧客に真実のクロスボーダー取引ならびに資産・負債通貨種類および期限リスクヘッジ管理サービスの必要に基づくデリバティブ商品を提供したことにより形成された対外偶発債務は、20%によりクロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて計算する。試行金融機関が自社の通貨種類および期限リスクのヘッジ管理の必要により、国際金融市場取引に参加して発生した偶発債務は、50%によりクロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて計算する。
- (3) その他。その他の各種クロスボーダー融資は、すべて実際の状況によりクロスボーダー融資リスク加重残高に組み入れて計算する。

中国人民銀行は、マクロ金融コントロールの必要および業務展開の状況に基づき、クロスボーダー融資リスク加重残高における各類型融資の計算方法に調整を行うことができる。

- 6、クロスボーダー融資リスク加重残高の上限の計算：クロスボーダー融資リスク加重残高の上限＝資本金もしくは純資産×クロスボーダー融資レバレッジ率×マクロプルーデンス調節パラメーター。

資本金もしくは純資産：試行企業は純資産により計算し、試行金融機関はコア資本（すなわち一級資本）により計算し、直近1期の監査を経た財務報告を基準とする。

クロスボーダー融資レバレッジ率：試行企業は1とし、試行金融機関は0.8とする。

マクロプルーデンス調節パラメーター：1。

- 7、試行企業および試行金融機関のクロスボーダー融資の契約締結通貨種類、借入通貨種類と償還通貨種類は、必ず一致を保持しなければならない。
- 8、クロスボーダー融資リスク加重残高および上限の計算は、すべて人民元を単位とし、外貨クロスボーダー融資は借入日の為替相場水準で以下の方式により換算して計上する。すでに中国外貨取引センターで市場（地域的市場を含む）取引されている外貨は、人民元為替相場の仲値もしくは地域取引の参考価格を適用する。中国外貨取引センターで市場取引されていない通貨は、中国外貨取引センターが公布する人民元参考為替相場を適用する。

- 9、 中国人民銀行は、クロスボーダー融資マクロリスクモニタリング指標体系を構築し、クロスボーダー融資マクロリスク指標がアラーム値に触れた場合、カウンターシクリカルなコントロール措置を採って、システミックな金融リスクをコントロールする。

カウンターシクリカルな措置は、単独措置もしくは措置の組み合わせの方式を採用して行うことができ、単独、複数もしくは全部の試行企業および試行金融機関を対象として行うこともできる。総量コントロール措置はクロスボーダー融資レバレッジ率およびマクロプルーデンス調節パラメーターの調整を含み、構造コントロール措置は各種リスク転換因数の調整を含む。必要なときは国の金融安定を維持する必要に基づき、リスク準備金の徴収等のその他のカウンターシクリカルな措置を採って、システミックな金融リスクを防止することができる。

試行企業および試行金融機関は、リスク転換因数、クロスボーダー融資レバレッジ率およびマクロプルーデンス調節パラメーターの調整によりクロスボーダー融資リスク加重残高が上限を超えてしまった場合、もとのクロスボーダー融資契約は期限到来まで保持することができる。クロスボーダー融資リスク加重残高が上限内に調整される前に、クロスボーダー融資のロールオーバーを含む新たなクロスボーダー融資業務を行ってはならない。

- 10、 試行企業のクロスボーダー融資業務：試行企業は、本通達に基づきクロスボーダー融資業務を行い、具体的な詳細は国家外貨管理局が別途、細則を発布して明確にする。

- (1) 試行企業は、クロスボーダー融資契約締結後の借入前3営業日に遅れないように、国家外貨管理局の資本項目情報システムにクロスボーダー融資状況契約届出を行わなければならない。試行企業のためにクロスボーダー融資業務を取り扱う決済銀行は、中国人民銀行の人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに試行企業の融資情報、口座情報、人民元クロスボーダー受取・支払情報等を送付しなければならない。すべてのクロスボーダー融資業務資料は、決済を保管して検査に備え、保管期限は当該クロスボーダー融資業務の終了後5年までとする。
- (2) 試行企業がクロスボーダー融資契約締結届出を行った後、および試行金融機関が自行でクロスボーダー融資情報の送付を行った後、借入、返済の手配に基づき、借入主体のために関連の資金決済を取り扱うことができ、合わせて関連決済情報を規定により中国人民銀行および国家外貨管理局の関連システムに送付して、クロスボーダー融資情報の更新を完成させる。試行企業は毎年、遅滞なくクロスボーダー融資および権益関連の情報を更新しなければならない（国外債権者、借入期限、金額、利率および自社の純資産等を含む）。監査を経た純資産、融資契約に係わる国外債権者、借入期限、金額、利率等に変化が発生した場合、試行企業は遅滞なく届出変更を行わなければならない。
- (3) クロスボーダー融資の展開に係わる資金往来について、試行企業は一般の人民元・外貨口座

を採用して取り扱うことができ、自由貿易口座を採用して取り扱うこともできる。

- (4) 試行企業が調達した外貨資金に実需がある場合、元転して使用することができる。試行企業が調達した資金の使用は、国の関連規定に合致し、自社の生産経営活動のために用い、国と自由貿易区の産業マクロコントロールの方向に合致していなければならない。

11、試行金融機関のクロスボーダー融資業務：試行期間、中国人民銀行総行は試行金融機関のクロスボーダー融資業務に対して統一管理を実行し、試行金融機関は法人単位で集中して中国人民銀行総行に関連資料を送付する。試行金融機関は、クロスボーダー融資業務を展開する前に、本通達の要求に基づき、自行の状況を結び付けて人民元・外貨クロスボーダー融資業務のオペレーション規程および内部統制制度を制定し、中国人民銀行総行に報告して届出した後、実施しなければならない。

- (1) 試行金融機関は、初めてクロスボーダー融資業務を行う前に、本通達のクロスボーダー融資レバレッジ率およびマクロプルーデンス調節パラメーター、ならびに当該機構の直近1期の監査を経たコア資本（すなわち一級資本）のデータに基づき、当該機構のクロスボーダー融資リスク加重残高およびクロスボーダー融資リスク加重残高の上限を計算し、合わせて計算の詳細過程を中国人民銀行総行に送付しなければならない。

試行金融機関が行うクロスボーダー融資業務は、当該機構のクロスボーダー融資リスク加重残高が上限以内の状況において行わなければならない。クロスボーダー融資リスク加重残高が上限額を下回る場合、試行金融機関は自行で国外機構と融資契約を締結することができる。

- (2) 試行金融機関は、『人民元銀行決済口座管理弁法』（中国人民銀行令[2003]第5号発布）等の管理制度に基づき人民元・外貨口座を開設し、クロスボーダー融資に係わる資金の受取・支払を取り扱うことができる。

- (3) 試行金融機関は、クロスボーダー融資契約の締結後、執行前に、中国人民銀行および国家外貨管理局にコア資本金額、クロスボーダー融資契約情報を送付し、合わせて借入後、規定により人民元・外貨クロスボーダー収入情報を送付し、利息支払および元本償還後に人民元・外貨クロスボーダー支払情報を送付しなければならない。監査を経たコア資本、融資契約に係わる国外債権者、借入期限、金額、利率等に変化が発生した場合、試行金融機関はシステムにおいて遅滞なく関連情報を更新しなければならない。

試行金融機関は、毎月第5営業日までに前月の当該機構の人民元・外貨クロスボーダー融資発生状況、残高変動等の統計情報を中国人民銀行総行に報告しなければならない。すべてのクロスボーダー融資業務資料は保管して検査に備え、保存期限は当該クロスボーダー融資業務終了後5年までとする。

- (4) 試行金融機関が調達した資金は、資本金の補充、实体经济発展への奉仕に用いることができ、国の産業マクロコントロールの方向に合致していること。国家外貨管理局の批准を経て、試行金融機関が調達した外貨資金は元転して使用することができる。

(5) 試行金融機関の中国（上海）自由貿易試験区にある分支機関は、本通達によりその総行に組み入れて統一管理し、『中国（上海）自由貿易試験区における分離記帳勘定業務の国外融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則（試行）』（銀総部発[2015]8号印刷・配布）はもはや適用しない。

12、中国人民銀行、国家外貨管理局は、役割分担に基づき、定期もしくは不定期に試行金融機関および試行企業が展開するクロスボーダー融資状況に対してオフサイト確認および立入検査を行うことができ、試行金融機関および試行企業は協力しなければならない。

遅滞なくクロスボーダー融資関連情報を送付および変更していないことを発見した場合、中国人民銀行および国家外貨管理局は事実調査後、係わった試行金融機関もしくは試行金融企業に対して通報・批判し、期限付きで是正させて『中華人民共和国中国人民銀行法』および『中華人民共和国外貨管理条例』等の法律・法規に基づき処分を行う。

規模上限を超えてクロスボーダー融資を展開した、または調達資金の使用と国、自由貿易区の産業マクロコントロールの方向と不一致であることを発見した場合、中国人民銀行および国家外貨管理局はそれに直ちに是正を命令することができ、実情に基づき『中華人民共和国中国人民銀行法』および『中華人民共和国外貨管理条例』等の関連規定により借入主体に対し処罰を行うことができる。情状が深刻な場合、そのクロスボーダー融資業務を一時的に停止させることができる。中国人民銀行は、試行金融機関のクロスボーダー融資行為をマクロプルーデンス評価システム（MPA）に組み入れて考課し、情状が深刻な場合、中国人民銀行は状況をみてそれに対象を定めたりリスク準備金を徴収することもできる。

限度を超えてクロスボーダー融資決済を取り扱った金融機関に対し、中国人民銀行は是正を命令する。限度を超えるクロスボーダー融資決済が複数回発生した金融機関に対し、中国人民銀行はそのクロスボーダー融資決済業務を一時的に停止させる。

13、試行企業および試行金融機関に対し、中国人民銀行、国家外貨管理局は外債の事前批准を実行せず、試行企業は事前の契約締結届出に改め、試行金融機関は事後の備案に改め、もとの管理モデルにおけるクロスボーダー融資の期限未到来残高は本通達の管理に組み入れる。中国人民銀行および国家外貨管理局が各自由貿易区、試験区で実施している人民元・外貨クロスボーダー融資等の地域性クロスボーダー融資革新試行は、1年の過渡期後、統一して本通達のモデルにより管理する。

試行企業における外商投資企業、試行金融機関における外資銀行は、現行のクロスボーダー管理モデルおよび本通達のモデルのいずれか1種のモデルを選んで適用することができ、管理部門に

届出しなければならない。一旦選定を経た場合、原則として変更しない。確かに合理的な理由があつて更改が必要である場合、必ず管理部門に申請を提出しなければならない。

- 14、本通達は、2016年1月25日より実施する。中国人民銀行、国家外貨管理局の以前の関連規定と本通達が不一致である場合、本通達を基準とする。

試行金融機関リスト

1	国家開発銀行
2	中国輸出入銀行
3	中国農業発展銀行
4	中国工商銀行
5	中国農業銀行
6	中国銀行
7	中国建設銀行
8	交通銀行
9	中信銀行
10	中国光大銀行
11	華夏銀行
12	中国民生銀行
13	招商銀行
14	興業銀行
15	広発銀行
16	平安銀行
17	上海浦東発展銀行
18	恒豊銀行
19	浙商銀行
20	渤海銀行
21	中国郵政貯蓄銀行
22	北京銀行
23	上海銀行
24	江蘇銀行
25	匯豊銀行（中国）有限公司
26	花旗銀行（中国）有限公司
27	渣打銀行（中国）有限公司

(中国語原文)

中国人民银行 关于扩大全口径跨境融资宏观审慎管理试点的通知

根据《中华人民共和国中国人民银行法》等法律法规，为把握与宏观经济热度、整体偿债能力和国际收支状况相适应的跨境融资水平，控制杠杆率和货币错配风险，实现本外币一体化管理，中国人民银行在总结前期区域性、地方性试点的基础上，扩大全口径跨境融资宏观审慎管理政策试点。现将有关事项通知如下：

一、本通知所称跨境融资，是指境内机构从非居民融入本、外币资金的行为。本通知适用注册在中国（上海）自由贸易试验区、中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区（以下统称自贸区）的企业（以下称试点企业），以及 27 家银行类金融机构（以下称试点金融机构）。本通知适用的试点企业仅限非金融企业，且不包括政府融资平台和房地产企业。

二、中国人民银行根据宏观经济热度、国际收支状况和宏观金融调控需要对跨境融资杠杆率、风险转换因子、宏观审慎调节参数等进行调整，并对试点金融机构跨境融资进行宏观审慎管理。国家外汇管理局对试点企业跨境融资进行管理，并对企业和金融机构进行全口径跨境融资统计监测。中国人民银行和国家外汇管理局之间建立信息共享机制。

三、建立宏观审慎规则下基于微观主体资本或净资产的跨境融资约束机制，试点企业和试点金融机构均可按规定自主开展本外币跨境融资。

试点企业和试点金融机构开展跨境融资按风险加权计算余额（指已提用未偿余额，下同），风险加权余额不得超过上限，即：跨境融资风险加权余额≤跨境融资风险加权余额上限。

跨境融资风险加权余额=∑ 本外币跨境融资余额*期限风险转换因子*类别风险转换因子+∑ 外币跨境融资余额*汇率风险折算因子。

期限风险转换因子：还款期限在 1 年（不含）以上的中长期跨境融资的期限风险转换因子为 1，还款期限在 1 年（含）以下的短期跨境融资的期限风险转换因子为 1.5。

类别风险转换因子：表内融资的类别风险转换因子设定为 1，表外融资（或有负债）的类别风险转换因子设定为 0.2 和 0.5 二档。

汇率风险折算因子：0.5。

四、 跨境融资风险加权余额计算中的本外币跨境融资包括试点企业和试点金融机构（不含境外分支机构）以本币和外币形式从非居民融入的资金，涵盖表内融资和表外融资。以下业务类型不纳入跨境融资风险加权余额计算：

- （一）** 人民币被动负债：试点企业和试点金融机构因境外机构投资境内债券市场产生的人民币被动负债；境外主体存放在试点金融机构的人民币存款。
- （二）** 贸易信贷、人民币贸易融资：试点企业涉及真实跨境贸易产生的贸易信贷（包括应付和预收）和从境外金融机构获取的人民币贸易融资；试点金融机构因办理基于真实跨境贸易结算产生的各类人民币贸易融资。
- （三）** 集团内部资金往来：试点企业主办的经批准的集团内跨境资金（生产经营和实业投资等依法合规活动产生的现金流）集中管理业务项下产生的对外负债。
- （四）** 境外同业存放、联行及附属机构往来：试点金融机构因境外同业存放、联行及附属机构往来产生的对外负债。
- （五）** 自用熊猫债：试点企业的境外母公司在境内发行人民币债券并以放款形式用于境内子公司的。
- （六）** 转让与减免：试点企业和试点金融机构跨境融资转增资本或已获得债务减免等情况下，相应金额不计入。

中国人民银行可根据宏观金融调控需要和业务开展情况，对不纳入跨境融资风险加权余额计算的業務类型进行调整，必要时可允许试点企业和试点金融机构某些特定跨境融资业务不纳入跨境融资风险加权余额计算。

五、 纳入本外币跨境融资的各类型融资在跨境融资风险加权余额中按以下方法计算：

- （一）** 外币贸易融资：试点企业和试点金融机构的外币贸易融资按 20% 纳入跨境融资风险加权余额计算，期限风险转换因子统一按 1 计算。
- （二）** 表外融资（或有负债）：试点金融机构向客户提供的内保外贷、因向客户提供基于真实跨境交易和资产负债币种及期限风险对冲管理服务需要的衍生产品而形成的对外或有负债，按 20% 纳入跨境融资风险加权余额计算；试点金融机构因自身币种及期限风险对冲管理需要，参与国际金融市场交易而产生的或有负债，按 50% 纳入跨境融资风险加权余额计算。
- （三）** 其他：其余各类跨境融资均按实际情况纳入跨境融资风险加权余额计算。

中国人民银行可根据宏观金融调控需要和业务开展情况，对跨境融资风险加权余额中各类型融资的计算方法进行调整。

六、 跨境融资风险加权余额上限的计算：跨境融资风险加权余额上限=资本或净资产*跨境融资杠杆率*

宏观审慎调节参数。

资本或净资产：试点企业按净资产计，试点金融机构按核心资本（即一级资本）计，以最近一期经审计的财务报告为准。

跨境融资杠杆率：试点企业为 1，试点金融机构为 0.8。

宏观审慎调节参数：1。

- 七、** 试点企业和试点金融机构的跨境融资签约币种、提款币种和偿还币种须保持一致。
- 八、** 跨境融资风险加权余额及上限的计算均以人民币为单位，外币跨境融资以提款日的汇率水平按以下方式折算计入：已在中国外汇交易中心挂牌（含区域挂牌）交易的外币，适用人民币汇率中间价或区域交易参考价；未在中国外汇交易中心挂牌交易的货币，适用中国外汇交易中心公布的人民币参考汇率。
- 九、** 中国人民银行建立跨境融资宏观风险监测指标体系，在跨境融资宏观风险指标触及预警值时，采取逆周期调控措施，以此控制系统性金融风险。

逆周期调控措施可以采用单一措施或组合措施的方式进行，也可针对单一、多个或全部试点企业和试点金融机构进行。总量调控措施包括调整跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数，结构调控措施包括调整各类风险转换因子。必要时还可根据维护国家金融稳定的需要，采取征收风险准备金等其他逆周期调控措施，防范系统性金融风险。

试点企业和试点金融机构因风险转换因子、跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数调整导致跨境融资风险加权余额超出上限的，原有跨境融资合约可持有到期；在跨境融资风险加权余额调整到上限之前，不得办理包括跨境融资展期在内的新的跨境融资业务。

- 十、** 试点企业跨境融资业务：试点企业按照本通知要求办理跨境融资业务，具体细节由国家外汇管理局另行发布细则明确。

（一） 试点企业应当在跨境融资合同签约后但不晚于提款前三个工作日，向国家外汇管理局的资本项目信息系统办理跨境融资情况签约备案。为试点企业办理跨境融资业务的结算银行应向中国人民银行人民币跨境收付信息管理系统报送试点企业的融资信息、账户信息、人民币跨境收支信息等。所有跨境融资业务材料留存结算备查，保留期限至该笔跨境融资业务结束后 5 年。

(二) 试点企业办理跨境融资签约备案后以及试点金融机构自行办理跨境融资信息报送后,可以根据提款、还款安排为借款主体办理相关的资金结算,并将相关结算信息按规定报送至中国人民银行和国家外汇管理局的相关系统,完成跨境融资信息的更新。

试点企业应每年及时更新跨境融资以及权益相关的信息(包括境外债权人、借款期限、金额、利率和自身净资产等)。如经审计的净资产,融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的,试点企业应及时办理备案变更。

(三) 开展跨境融资涉及的资金往来,试点企业可采用一般本外币账户办理,也可采用自由贸易账户办理。

(四) 试点企业融入外汇资金如有实际需要,可结汇使用。试点企业融入资金的使用应符合国家相关规定,用于自身的生产经营活动,并符合国家和自贸区的产业宏观调控方向。

十一、 试点金融机构跨境融资业务: 试点期间,中国人民银行总行对试点金融机构跨境融资业务实行统一管理,试点金融机构以法人为单位集中向中国人民银行总行报送相关材料。试点金融机构开展跨境融资业务前,应根据本通知要求,结合自身情况制定本外币跨境融资业务的操作规程和内控制度,报中国人民银行总行备案后实施。

(一) 试点金融机构首次办理跨境融资业务前,应按照本通知的跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数,以及本机构最近一期经审计的核心资本(即一级资本)数据,计算本机构跨境融资风险加权余额和跨境融资风险加权余额上限,并将计算的详细过程报送中国人民银行总行。

试点金融机构办理跨境融资业务,应在本机构跨境融资风险加权余额处于上限以内的情况下进行。如跨境融资风险加权余额低于上限,则试点金融机构可自行与境外机构签订融资合同。

(二) 试点金融机构可根据《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令(2003)第5号发布)等管理制度开立本外币账户,办理跨境融资涉及的资金收付。

(三) 试点金融机构应在跨境融资合同签约后执行前,向中国人民银行和国家外汇管理局报送核心资本金额、跨境融资合同信息,并在提款后按规定报送本外币跨境收入信息,支付利息和偿还本金后报送本外币跨境支出信息。如经审计的核心资本,融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的,试点金融机构应在系统中及时更新相关信息。试点金融机构应于每月初5个工作日内将上月本机构本外币跨境融资发生情况、余额变动等统计信息报告中国人民银行总行。所有跨境融资业务材料留存备查,保留期限至该笔跨境融资业务结束后5年。

(四) 试点金融机构融入资金可用于补充资本金,服务实体经济发展,并符合国家产业宏观调控方向。经国家外汇管理局批准,试点金融机构融入外汇资金可结汇使用。

(五) 试点金融机构在中国(上海)自由贸易试验区的分支机构按本通知纳入其总行统一管理,不再适用《中国(上海)自由贸易试验区分账核算业务跨境融资与跨境资金流动宏观审慎

管理实施细则（试行）》（银总部发〔2015〕8号文印发）。

十二、 中国人民银行、国家外汇管理局按照分工，定期或不定期对试点金融机构和试点企业开展跨境融资情况进行非现场核查和现场检查，试点金融机构和试点企业应配合。

发现未及时报送和变更跨境融资信息的，中国人民银行和国家外汇管理局将在查实后对涉及的试点金融机构或试点企业通报批评，限期整改并根据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等法律法规进行查处。

发现超规模上限开展跨境融资的，或融入资金使用与国家、自贸区的产业宏观调控方向不符的，中国人民银行和国家外汇管理局可责令其立即纠正，并可根据实际情况依据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等有关规定对借款主体进行处罚；情节严重的，可暂停其跨境融资业务。中国人民银行将试点金融机构的跨境融资行为纳入宏观审慎评估体系（MPA）考核，对情节严重的，中国人民银行还可视情况向其征收定向风险准备金。

对于办理超限跨境融资结算的金融机构，中国人民银行将责令整改；对于多次发生办理超限跨境融资结算的金融机构，中国人民银行将暂停其跨境融资结算业务。

十三、 对试点企业和试点金融机构，中国人民银行、国家外汇管理局不实行外债事前审批，试点企业改为事前签约备案，试点金融机构改为事后备案，原有管理模式下的跨境融资未到期余额纳入本通知管理。中国人民银行、国家外汇管理局在各自贸区、试验区实行的本币、外币境外融资等区域性跨境融资创新试点，1年过渡期后统一按本通知模式管理。

试点企业中的外商投资企业、试点金融机构中的外资银行可在现行跨境融资管理模式和本通知模式下任选一种模式适用，并向管理部门备案。一经选定，原则上不再更改。如确有合理理由需要更改的，须向管理部门提出申请。

十四、 本通知自2016年1月25日起施行。中国人民银行、国家外汇管理局此前有关规定与本通知不一致的，以本通知为准。

试点金融机构名单

1	国家开发银行
2	进出口银行
3	农业发展银行
4	中国工商银行

5	中国农业银行
6	中国银行
7	中国建设银行
8	交通银行
9	中信银行
10	中国光大银行
11	华夏银行
12	中国民生银行
13	招商银行
14	兴业银行
15	广发银行
16	平安银行
17	浦发银行
18	恒丰银行
19	浙商银行
20	渤海银行
21	中国邮政储蓄银行
22	北京银行
23	上海银行
24	江苏银行
25	汇丰银行（中国）有限公司
26	花旗银行（中国）有限公司
27	渣打银行（中国）有限公司

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。